

労働者派遣法に基づく情報公開

一般社団法人国際交流サービス協会

許可番号 派 13-011280

労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律第 23 条第 5 項の定めにより、労働者派遣事業にかかる以下の情報を公開いたします。

1. 派遣労働者の数：463 名（2024 年 6 月末時点）
2. 派遣先事業所の数：218 公館（2024 年 6 月末時点）
3. マージン率：0%

*上記派遣事業では全ての派遣労働者に対し派遣料金を満額支払うことになっていきます。当該派遣先からは別途、当協会の管理費に相当する額を手数料として受け取っています。

*マージン率は、以下の計算式で算出されます。

$$\text{マージン率} = \frac{\text{派遣料金の平均額} - \text{派遣労働者の賃金の平均額}}{\text{派遣料金の平均額}}$$

(当該割合に小数点以下四位未満の端数があるときは、これを四捨五入する。)

4. 派遣労働者のキャリア形成支援制度に関する事項
e ラーニング方式による教育訓練の実施
基礎的訓練（ビジネスマナー、コンプライアンス、情報セキュリティ等）
職能別訓練（コミュニケーション力アップ、TOEIC 対策等）
5. 労働者派遣料金（8 時間あたり）：26,539 円
6. 派遣労働者の賃金（8 時間あたり）：26,539 円
7. 待遇決定方式の情報提供
労使協定を締結しているか否か：締結している
労使協定の対象となる派遣労働者の範囲：すべての海外派遣労働者
労使協定の有効期間の終期：2025 年 3 月 31 日
8. その他参考と認められる事項
健康保険加入適用者は、観光産業健康保険組合の契約する保養、スポーツ・レジャー施設をご利用いただけます。

以上